

セルフヘルプ活動コーナー ロッカー及びメールボックス利用要領

1 目 的

かながわボランティアセンター（以下「センター」という。）は、セルフヘルプ活動コーナーを利用する、いのちや生活に関わる問題に直面している本人・家族のセルフヘルプ・グループ（以下「グループ」という。）に対し、ロッカー及びメールボックスを貸し出し、その活動を支援する。

2. 利用対象グループ

- (1) いのちや生活に関わる問題に直面している本人・家族を中心とした自主的なグループで、非営利であること。(※)
※公益を目的とした活動で、利潤を配分しないこと。
- (2) 広域でなければ活動が展開できないグループ。
- (3) 他の機関・団体からの支援を受けなければ活動の継続が困難なグループ。
- (4) かながわ県民センター15階「セルフヘルプ活動コーナー」を、1ヶ月に1回以上利用すること。

3. 申し込み及び利用グループの決定

- (1) 利用グループは公募とし、希望するグループは、所定の用紙に必要事項を記入の上、原則として来所し申し込むこと。
- (2) 利用は、グループからの申し込みをもとに、県民活動推進部長が決定する。
- (3) センターは、決定グループに「ロッカー・メールボックス利用カード」を発行する。
- (4) 利用されていないロッカー、メールボックスについては、随時申し込みを受けつける。

4. 利用方法

鍵の受け渡しは、センター（かながわ県民センター12階）で行う。
受け渡しの際、利用者は「ロッカー・メールボックス利用カード」を提示すること。利用カードは、グループのメンバー内でコピーできる。

5. 開設日・利用時間

12月29日から1月3日まで及び休館日を除く毎日、午前9時から午後9時まで

6. 利用期間・利用更新

利用期間は、利用決定の日から翌年の3月末日とし、毎年度更新とする。

7. 利用グループ懇談会の開催

利用グループ同士の情報交換を目的に、フリースペース利用グループ懇談会を年1回以上開催する。

8. 原状復帰

利用期間終了の際は、利用グループは、ロッカー内の保管物を速やかに撤去し、「ロッカー・メールボックス利用カード」を返却すること。利用者がロッカーキーを紛失した場合、利用者は原状復帰にかかる実費を負担すること。

9. 利用の中止

利用目的を著しく逸脱した場合、県民活動推進部長は利用を停止することができる。

附 則

この要領は、平成15年4月22日より施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日より施行する。

セルフヘルプ活動促進事業運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、かながわのセルフヘルプ活動促進事業に関し、必要な事項を定める。

(事 業)

第2条 セルフヘルプ活動促進事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 相談
- (2) 活動利便の提供
- (3) 情報の収集と提供
- (4) 学習・交流機会の提供
- (5) 協働での取り組み
- (6) その他目的達成に必要な事業

(運 営 原 則)

第3条 事業企画、実施、評価には、当事者など市民参加を基礎とし、参加と過程を重視する。

(運 営 組 織)

第4条 セルフヘルプ活動促進事業の運営に関し必要な意見を徴するため、セルフヘルプ活動促進事業運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

第5条 委員は、セルフヘルプ・グループのメンバー、支援機関職員、学識経験者、行政担当者の中から若干名をもって構成する。なお、セルフヘルプ・グループのメンバーが過半数を占めることとする。

- 2 運営会議に座長1名を置く。
- 3 座長は、運営会議の互選とする。

第6条 委員は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長が委嘱する。

(座長の職務)

第7条 座長は、必要に応じ運営会議を召集する。

- 2 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項については、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。